

# 志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第16号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

## 引き延ばしは許さない! 早期結審を 弁護団長 岩淵 正明

今全国各地で提訴されている原発訴訟の多くでは、火山も争点となっている一部の例（川内原発など）を除いて、地震の「揺れ」に対する安全性が主要な争点となっています。現に、勝訴した大飯原発の福井地裁判決や高浜原発の大津地裁仮処分決定も、地震の「揺れ」に対する危険性を理由として差止めています。

しかし、志賀原発だけは地震の「ズレ」が問題となっており、この点が他の原発訴訟との際立った違いです。



福島原発事故後、5つの原発で敷地内の活断層が問題とされ、専門家によって検証されました。そのうち、差止訴訟が起されていて、かつ活断層が認められた唯一の原発が志賀原発なのです。そのため金沢地裁も、1年前に「原子炉建屋などの重要施設の直下に活断層がないこと」とする規制基準がクリアできているか否かを最大かつ唯一の争点と設定したのです。

この争点については、有識者会合で3年有余の長きにわたり、北陸電力の反論も十分検討してきましたが、7ヶ月前に「1・2号機とも重要施設の直下に活断層があることは否定できない」という結論が出ました。われわれ弁護団はこの結論をもって志賀原発の危険性の立証は終了し、結審して判決すべきであると主張してきました。

これに対して北陸電力は、有識者会合は活断層の専門家ばかりで工学の専門家がないので偏っていると、有識者会合の結論ではなく規制委員会の判断を待つべきであるとか、自分たちの追加調査を待って主張・反証するとか、難癖をつけて引き延ばしを図ろうとしています。

しかし、地震の「ズレ」がどの程度なら工学的には安全なのかという判断はできないし、しないことで規制基準が策定されたため、活断層の専門家に活断層の判断をさせたのであり、工

### 【口頭弁論日程】 傍聴席を満席にして、不退転の決意を示しましょう!!

- ◇月日 第22回…2017年3月16日（木）午後2時30分開廷
- ◇集合 午後2時15分（兼六公園下・白鳥路利家像前）～裁判所まで行進
- ◇会場 金沢地裁（口頭弁論）⇒金沢弁護士会館2F（報告集会）

学の専門家がいけないことはむしろ当然なのです。

また、活断層に関する4学界の推薦を受けた活断層の専門家の判断を、地震以外の専門分野の委員で構成されている規制委員会が覆せるわけではありません。従って規制委員会の判断を待つ必要は全くないし、いつまで待ったら結論が出るかさえ明確ではありません。

更に、裁判所は科学論争を行わないと宣明しています。このことは大変重要であり、実は大飯の福井地裁判決も同じように科学論争を避けています。科学的な論争ではなく、民事訴訟として原発事故の危険性があるか否かを判断するのですから、専門家の有識者会合の判断で十分であり、北陸電力による追加調査やそれに基づく「科学的」反論も意味を持たないのです。このように、被告の反論はまさに難癖にすぎません。

12月の弁論で、裁判所は双方に主張の追加・整理を求めたため結審しませんでした。これから何回弁論を重ねようとも、有識者会合が示した志賀原発直下の活断層による地震の「ズレ」による重大事故の危険性を否定することはできません。

われわれ弁護団は、各地の原発訴訟の中で差止勝訴判決に今最も近いのは志賀原発訴訟であると確信しています。結審・勝訴に向け、原告団とともに全力を注ぐ決意です。

## 6.6トンの雨水が原子炉建屋に流入—あわや全電源喪失

さよなら!志賀原発ネットワーク (石川県平和運動センター) 中村 照夫



9月28日8時55分、北陸電力（以下北電と略す）の志賀原発2号機付近で「安全性向上工事」をしている最中、排水槽が満杯となり警報が鳴った（当時の雨量28<sup>ミリ</sup>/時）。

しかし、事態は放置され、排水路から原子炉建屋1階の非常用電気品室（常時・非常時に電源を送る分電盤や非常用蓄電池などがある重要度の極めて高い設備）や、放射線管理区域の地下1階、そして地下2階まで雨水が流入し、最初の警報から4時間余りを経た13時4分、分電盤がショートしてしまった

（深いところで5cmの水位であり、7cmを超えると配電盤など電気設備が水没するという）。この時点で漏電があったことを示す警報が鳴り渡り、初めて北電社員が現場確認に動き出すという「開いた口がふさがらない」（11/15北國新聞朝刊）対応を繰り返したのだ。最終的に、雨水流入量はなんと6.6トン。あと20時間余で全電源喪失の事態となる重大事故だったのだ。

しかし北電は原子力規制事務所員の「法律で定められていない軽微な事故」という助言に依拠し、非公表とした。そして事故9日目の10月7日、ホームページに「保守情報」としてはじめて掲載。これが事故発生から「公表」までの全てだ。

デスク日誌

「なにやってんだ」。志賀原発2号機の原子炉建屋に雨水が流入したトラブルについて、原子力規制委トップが北電との会合で放った一言である。機密性の高い建屋内に水が入り込むという事態に「開いた口がふさがらない」といった感じだった。

元全大教授の委員は、北陸でおなじみの「弁当忘れても傘忘れるな」という言葉で雨に対する認識の甘さを戒めた。この委員が意図したかどうかは別にして、北電からすれば皮肉たっぷりだ。

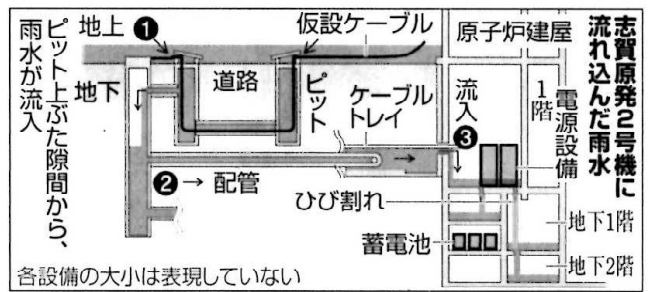
傘を忘れた代償

りに聞かされたら。原因は、排水設備の異常を知らせる警報が鳴っても現場が必ず必要な対応を取らなかったなど、お粗末な中身だった。そのためか、規制委からも地元からも怒りを通り越してあきれたような雰囲気を感じられる。

流入した雨の総量は約6600立方メートルだった。多いか少ないのかびんと来ないが、一方で流出した信頼はどれだけだったのだろうか。傘を忘れた代償は高かった。（清水義晃）

↑北國新聞(11/15)より

9月28日当日に連絡を受け、翌日現場に立会った石川県は、監督者であり県民の「安心・安全」に責任を持つはずの県は、規制事務所員の「軽微な事象…」「法令による報告事項ではない」という発言にすぎつき、北陸電力を擁護するような対応に終始した。10月3日に開催した「石川県原子力環境安全管理協議会（安管協）」では、北電に何も報告させず、この事故に触れることさえなかった。一体、何の安全を管理し協議しているのだろうか？ まさに「開いた口がふさがらない」。石川県は北電と「グル」かと疑われても仕方がない。



↑朝日新聞(10/20)より

しかしこれらの「隠蔽」は功を奏さなかった。10月19日、原子力規制委員会は北電との「安全性向上」をめぐる意見交換の場で、この問題を取り上げた。

規制委員は「重要度の高い安全機能を喪失していた可能性もある」「フクシマの経験がまったく活かされてない」「認識が甘い」「技術力や安全意識向上の取り組みが機能しているのか疑問」などと問題点を厳しく指摘した。これが10月20日、地元紙に大きく掲載され、「事の重大性」がはじめて社会的に明らかにされたのだ。金井豊北電社長は「大変な反省をしている」「重大な反省材料として意識向上に取り組みたい」と陳謝した。

事件から26日後の10月24日、北電はこの事故に関連して、ホームページに「雨水流入事象に対する原子力規制庁からの指示について」というタイトルで掲載した。いまだに「事象」という言葉を使っているが、ここに北電の認識のずれ、軽さを感じざるを得ない。この事件を「事象」と片づけず、主体と客体の関係を明らかにして事件の本質的に迫らなければならない。

今回の事態を招いた根拠は、社内での「内部牽制」がないことに尽きる。北電社員（上司と部下）、会社当局と労組、社員・労組員としてこの牽制関係を検討しない限り、「服従」関係がすべてとなってしまふ。平たく言えば、警報が鳴っても動かない社員と、それを管理する管理職の「頭」の中の問題なのだ。管理職と労組役員は「自らの頭の中を点検せよ！」

あらためて言う。北電（管理職、社員一同）は原発を動かす能力も、資格も、そして責任感も、倫理観もない。福島原発事故が起きたにもかかわらず、脱原発派の申入れに耳を傾けず、いまだに玄関先の「立ち話」で対応する姿勢にそれは表れている。しかも、活断層が原子炉直下にあるとした有識者会合の認定を真摯に受けとめず、その組織を「法的根拠がない」と否定し、その認定を「非科学的」とする独善は限度を超え「狂気」にすら思える。

石川県においては、脱原発を唱える「識者」を早急に原子力安全対策室に配置すべきだ。室長以下、知事にしか顔を向けていない体制では、県民に安全・安心を提供することはできず、今回のような甘い対応を繰り返すばかりだ。過酷事故の一手手前であったにもかかわらず、「水位はわずか5cm…」という発言は緩みとしか言いようがない。

国会事故調査委員会は社名入りで指摘している。「北電のような規模の会社が原子力事故を起

こしてしまった場合、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験をすることとなり、自力で完遂が頓挫する可能性さえ現実的である」と。

いまずぐ志賀原発を「廃炉」にする決断を、北陸電力、石川県の両者に勧告する。

## 年末カンパのお願い

2012年6月に提訴してからこの12月で21回の口頭弁論を終えました。原告はほぼ毎回意見陳述を行い、それぞれの思いから原発反対と廃炉を訴えてきました。

弁護団も精力的に論陣を張っていますが、裁判は相手のあることなので、私たちの思い通りに進まないことも現実です。これまでの準備書面などはすべて原告団のホームページで公開されていますので、今一度興味のある箇所だけでも目を通していただければと思います。

昨今大問題となっている雨水流入問題。詳細は別稿に委ねますが、北陸電力は原発に決して関わってはいけないということを証明したような事件でした。2号機着工直前に起していた臨界事故。その後は「安全文化の確立」を謳い、協力会社も含めて全社で取り組んできたはずですが、実際は今回のような有様です。

北陸電力が原発を運転する能力も資格もない会社であることは、今や誰の目にも明らかです。本来なら裁判以前に廃炉とすべきですが、そのような考えは持ち合わせていません。

この裁判を勝訴で飾り、北陸電力に引導を渡そうではありませんか。裁判もいよいよ終盤戦、もうひと踏ん張りのために、みなさんに年末カンパを訴えます。ご協力をお願いいたします。

☆金額はいくらでも結構です。お手数ですが、下記の方法で送金をお願いします。



- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。  
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

志田弘子作「鬼となりても」

「私たちは今、静かに怒りを燃やす福島の子供です。それはそのまま、いつの日かの能登のことであり、各地で国策に口を封じられ、踏みつけにされた者たちの叫びです。…」どうか子どもたちを奪わないで」と髪を逆立て、まなじりをつり上げてかき抱く、母親たちの姿です」 (12/5口頭弁論・原告意見陳述より)